

第1節 エネルギー利用

大阪市では、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和に向け、エネルギー使用の抑制や

新エネルギーの導入を進めています。

1 エネルギー使用の抑制

(1) 地域冷暖房

地域冷暖房は、一定地域内の建築物等にか所または数か所のプラントで製造された冷水、温水、蒸気などを供給し、地域単位で冷暖房などを効率よく行うシステムで、現在、市内の10地区で稼働しています。熱源には、ごみ焼却工場の廃熱、河川や海水の温度差といった未利用エネルギーを利用し、省エネルギーの推進を図っている地域もあります。

及びヒートアイランド現象の緩和（人工排熱の減少）に貢献します。

(2) ESCO事業*手法の導入

ESCO（Energy Service Company）事業とは、ESCO事業者が工場やビル等の施設に対し、省エネルギーに必要な技術、設備などの包括的なサービスを提供し、そこから生じる光熱水費等の削減額の一部を経費として受け取る事業です。施設管理者はESCO事業により施設の省エネルギーを推進するとともに、光熱水費の削減が図れます。大阪市では、平成16年度より市立総合医療センターにおいて、ESCO事業手法を活用した省エネルギー改修事業を実施し、平成17年度から運用を開始しています。主な省エネルギー改修項目は次のとおりです。

(3) 市民・企業への普及啓発

市民一人ひとりが地球環境の保全につながる環境に配慮した市民生活を推進するため、家庭でできる自主的な環境保全行動を盛り込んだ「エコして得して役に立つ」を作成しており、「環境家計簿」の普及などとともに、市民や市民団体などの環境学習の教材として活用しています。

また、ISO等で提唱している環境管理の基本的な考え方を、市域の企業の経営理念に取り入れる一つの手段として、「自主環境管理の手引き（なにわ繁盛訓）」を作成しており、企業内学習会や環境関連セミナーの機会をとらえ、本手引書を活用した企業の自主環境管理促進のための普及啓発に努めています。

(4) 省エネルギー性能の高い家電製品の普及促進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づき、家電製品等にトップランナー方式*が導入されたことにより、家電製品等の省エネルギー性能が大きく向上しています。

これらの省エネ性能の高い家電製品等を家庭へ普及させることにより、家庭からの温室効果ガスの排出量を抑制できることから、平成18年4月に省エネ法が改正され、家電製品等の省エネ性能を表示した省エネラベルを小売店の店頭で表示するよう定められました。対象となる品目はエアコンなど16品目ですが、うちエアコン・電気冷蔵

- ・ 空調機のインバータ化などによる全外気空調の見直しによる外気負荷削減
- ・ ポンプのインバータ化など冷温水・冷却水の流量制御による搬送動力の削減
- ・ 照明設備の高効率化
本事業がもたらす省エネルギー化によって地球温暖化の防止（二酸化炭素の排出量の削減）

庫・テレビの3品目については、より詳しく省エネ性能を表示した統一省エネラベルの貼付が定められています。(図5-1-1)

大阪府域では、平成16年度に行政、環境NPO、消費者団体等により「大阪省エネラベルキャンペーン実行委員会」を設立し、省エネ法で省エネラベルの貼付が定められる以前から、府下家電量販店の協力を得て、省エネラベルを貼付する取組みを進めています。今後も協力店舗を増やし取組み

を継続・拡大していくこととしています。

なお、国により、平成21年5月15日～平成22年3月31日の間に統一省エネラベル4つ星相当以上の「エアコン」、「冷蔵庫」、または「地上デジタル放送対応テレビ」の家電製品を購入した場合に、様々な商品やサービスと交換可能なエコポイントを取得できる制度が実施され、より一層の地球温暖化対策、経済の活性化、地上デジタル放送対応テレビの普及促進が図られています。

エアコンの省エネ性能比較(冷暖房兼用・壁掛け形・冷房能力2.8kWクラス・省エネ型代表機種種の単純平均)

	期間消費電力量(※)	二酸化炭素排出量
平成7年型	1492 kWh	676 kg/年
平成20年型	858 kWh	389 kg/年

(※) 期間消費電力量：(社)日本冷凍空調工業会規格に基づく一定の期間・条件下における試算値

出典：省エネ性能カタログ2009年夏版／経済産業省資源エネルギー庁

図5-1-1 統一省エネラベル

省エネ性能を5段階で表します(この絵では5つ星の最高評価)。星マーク下の矢印でトップランナー基準の達成位置を明示しています(この絵では5つ星の製品が基準達成)。

省エネラベルの表示
 ①省エネ性マーク：省エネ基準達成製品は緑、未達成製品はオレンジで表示。
 ②目標年度：製品ごとに設定された省エネ基準達成目標時期。
 ③省エネ基準達成率：製品ごとに定められた省エネ基準達成の程度。数値が大きいほど省エネ性能が高い。
 ④年間消費電力量：平均的な使用で年間に消費される電力量。

中段の④年間消費電力量に 22 円/kWh を乗じて年間の目安電気料金を算出しています。

トップランナー方式*とは？
 『改正省エネ法(平成11年4月施行)』における省エネ性能基準設定の考え方で、「家電機器等の省エネルギー基準を、各々の機器において、エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする。」というものです。

2 新エネルギーの導入

太陽光発電などの新エネルギー*は、二酸化炭素*の排出が少ない国産エネルギーであり、地球温暖化対策などの観点で優れていることから、大阪市では導入を進めています。

(1) 太陽光発電の利用

太陽エネルギーは、化石燃料*のクリーンな代替エネルギーであり、温室効果ガスの排出抑制の有効な手段として、期待されています。

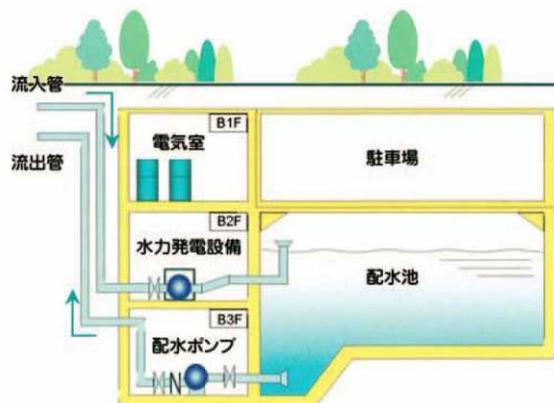
大阪市では、平成5年度以降、「UNEP国際環境技術センター」や「環境学習センター（生き生き地球館）」において、太陽光発電設備を導入し、館内の照明等に利用されています。また、柴島浄水場において、出力150kWの太陽光発電施設が導入されており、高度浄水処理施設運転用動力の一部として活用するとともに、大規模災害時等における長時間停電時には、バッテリーの電力で応急給水ポンプを運転し、応急給水活動に役立てることができるとされています。さらに十八条下水処理場において、出力160kWの太陽光発電施設が導入されており、同処理場の施設運転用動力の一部として活用しています。その他にも、交通局庁舎や区役所など、平成22年3月末までに、合計15施設で太陽光発電設備を導入しています。

(2) 水力発電の利用

未利用エネルギーの有効活用を図るため、配水池流入水の残存水圧を利用した出力253kWの水力発電設備を、長居配水場に導入しています。発電した電力を配水ポンプ運転用動力の一部として利用することで商用電力の消費を抑制します。

(図5-2-1)

図5-2-1 長居配水場水力発電設備



(3) ごみ焼却熱の利用

ごみ焼却熱を利用する方法は、蒸気の利用と発電利用があります。特に、ごみ焼却熱発電は、都市域内の発電施設として有効な電力供給を行なうことになり、化石燃料による発電負荷の抑制に効果が期待できます。

大阪市のごみ焼却工場(9工場)のうち、近隣施設への蒸気供給利用が4工場、発電利用が8工場(平成22年3月に港工場停止、平成22年3月東淀工場竣工)で実施されています。

ごみ焼却熱による焼却工場での発電実績は、約4億2千万kWh/年であり、工場での消費分を除いた関西電力株式会社等への送電電力量は、約2億2千万kWh/年となっています。

(4) 下水汚泥*消化ガスの利用

下水道資源の有効利用として、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスの有効利用を進めています。この消化ガスは、メタンを主成分とする可燃ガスで、放出下水処理場で汚泥焼却用補助燃料として有効利用するとともに、中浜下水処理場では出力1,200kWの消化ガス発電に有効利用し、平成21年度においては、同処理場の使用電力の約21%を賅っています。

(表5-2-1、図5-2-2)

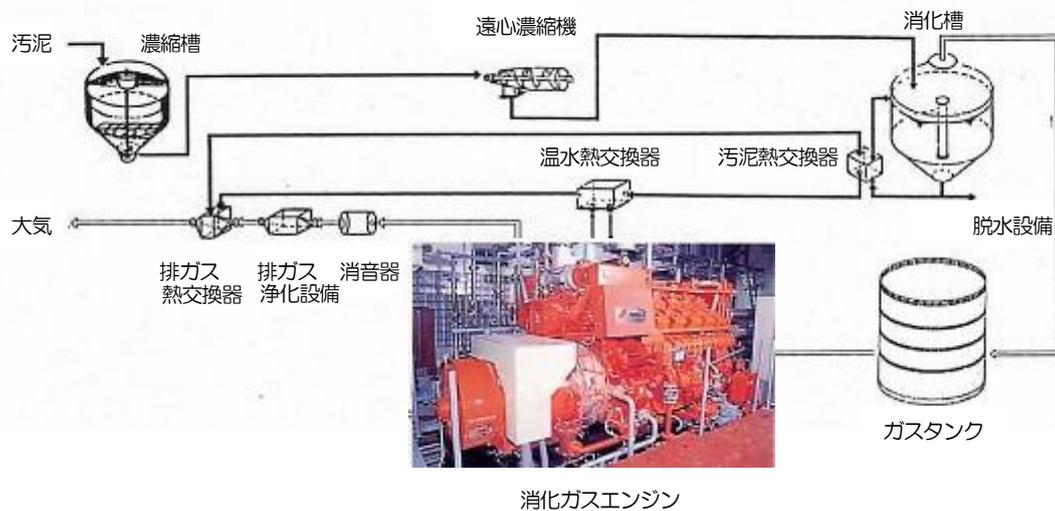
また、平成 19 年 10 月には、津守下水処理場で出力 2,819kW の消化ガス発電設備が稼動しました。平成 21 年度において、発電した電力は

同処理場の使用電力の約 41% を賅いました。また、エンジンの廃熱を利用することなどで、消化槽の加温に必要な全熱量を賅うことができます。

表 5-2-1 下水汚泥消化ガスの利用状況 (平成 21 年度)

	ガス量 (千 m^3)
発生量	24,853
使用量	19,476

図 5-2-2 下水汚泥消化ガス発電システム



第2節 資源利用

地球上の資源に限界があるとの認識のもとに、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、資源が大切に利用されている都市、物の再利用や再生品、

長期利用の物品・商品などが広く利用されている社会づくりをめざした取組みを進めています。

1 資源の循環・活用

(1) 水資源の循環

水資源の有効活用を図るとともに、雨水の浸透等により水資源が循環する都市づくりをめざした取組みを進めます。

① 水道給水

大阪市では、平成12年3月末に、市全域に高度浄水処理水の通水を実施するなど、より安全で良質な水の安定供給に努めており、平成21年度の給水量は、441,676,900m³で、ここ数年は、減少基調で推移しています。

② 下水処理水

市域内には下水処理場が12か所あり、平成21年度は晴天日平均約1,574千m³の下水処理を行っています。

③ 水資源の活用

ア. 下水処理水等の活用

下水処理水は、都市における貴重な水資源であり、下水処理場内で再利用するだけでなく、美しい水辺環境の創造にも役立てています。

大阪市では、快適な環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水道資源の有効利用として、下水処理水の再利用を進めており、平成21年度は日平均138千m³の再利用を行っています。すでに、平野下水処理場の高度処理水を、東住吉区の今川・駒川や住吉区の細江川に河川の維持用水として送水し、今川・細江川では「せせらぎ」を復活させています。

また、下水処理水の有効利用をより一層進めるため、下水処理場内修景施設のせせらぎ用水や、

防火・生活雑用水への活用を推進しています。さらに、下水処理水の水温特性（温度差エネルギー）をヒートポンプ設備による冷暖房システムで有効利用しています。

イ. 水の循環利用や雨水利用システム

水の循環利用や雨水利用システムの導入は、水の合理的使用の観点から重要な課題です。

雨水利用システムの導入例としては、大阪市の「UNEP国際環境技術センター」、「環境学習センター」、「住之江抽水所」、「舞洲スラッジセンター」があります。これらの施設では、雨水を地下タンクに溜め、ろ過処理を行った後人工の滝、池や庭園などに利用しています。利用した水はポンプ、ろ過装置を使って循環利用しています。また、区役所等ではろ過消毒処理を行った後、便所洗浄水や、屋上緑化等の植栽の灌水として利用しています。

2 資源のリサイクル・活用

(1) 緑のリサイクル

健康で快適な市民生活を考える上で、緑の育成と緑量の増大は重要な課題となっています。もともと大阪の土壌は、低湿な沖積平野であったために粘土質が多く、必ずしも植生に適した土質ではないことから、緑量のアップには「健康な土壌」が必要となります。

一方、都市空間における樹木の健全な育成のためには剪定作業が必要ですが、大量発生する樹木の剪定等の処分が課題となっていました。そこで花博記念公園鶴見緑地内の「緑のリサイクルセンター」で剪定した枝等を土壌改良材にリサイクルしています。

土壌改良材や、その土壌改良材に山土等を混ぜて袋詰した花の土は市民や緑化協力団体等に配布

しています。

(2) 上下水汚泥の有効活用

下水をきれいにした後には大量の下水汚泥が残ります。下水汚泥は、従来から焼却し、減量化してから北港処分地等に埋立処分していますが、処分地の受け入れ能力にも限界があります。

そこで、大阪市では、下水汚泥の更なる減量化及び下水道資源の有効利用の観点から、汚泥処理方式を焼却から熔融方式へ切り替えています。平成12年度から稼動している平野下水処理場の汚

泥熔融炉で熔融したスラグは、建設資材等として有効利用しています。さらに、平成21年度末には舞洲スラッジセンター第3期が完成し、より一層の汚泥有効利用を図っていきます。

水道事業においても、浄水場で発生する汚泥について、セメント原料や園芸用土への活用を図っています。また、平成20年度から保水性舗装の保水材として資源化する取組みも進めています。

表6-1-1 熔融スラグの使用実績（平成21年度）

使用実績	6,443 t 【建設資材等として売却】
------	----------------------

(3) 建設副産物の分別・リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）では、コンクリート・アスファルト・木材等（特定建設資材）を用いた建築物等の解体工事または、新築工事等で一定規模以上の対象建設工事について、施工方法に関す

る一定の技術基準に従った分別解体等と、工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を義務付けています。

これに伴い、対象建設工事の発注者には、事前に工事計画等の届出を義務付けています。

対 象 建 設 工 事	
工 事 の 種 類	工 事 の 規 模
建築物の解体	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム）	請負代金の額 1億円以上（税込）
工作物の解体・新築（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上（税込）

第3節 廃棄物対策

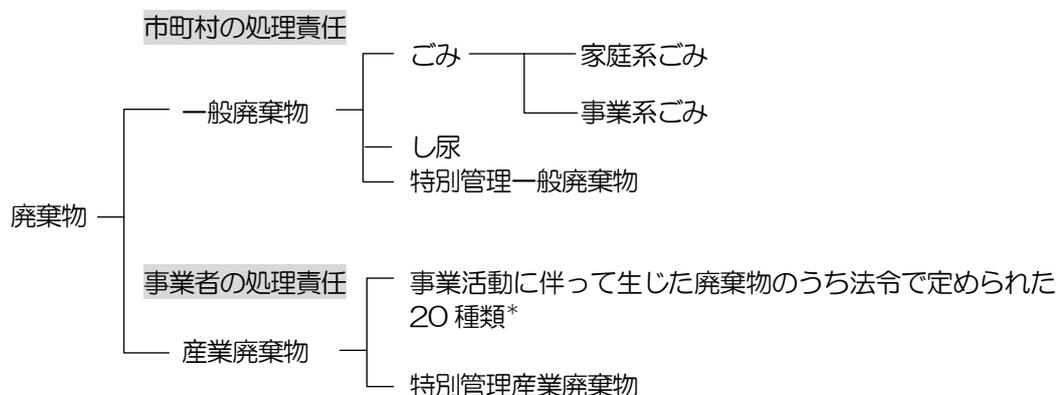
1 廃棄物の現況

近年、廃棄物対策においては、「出された廃棄物を適正に処理する」ということだけではなく、地球規模での環境保全を視野に入れた対応が求められています。

このような状況に対応するためには、廃棄物の発生を抑制し(リデュース)、その上で再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進する社会、すなわち循環型社会*を形成していくことが必要です。国においても、循環型社会の形成をめざし「循環型社会形成推進基本法」が制定されており、その中で、環境負荷の低減を考慮しつつ、①廃棄物の発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順で廃棄物処理の優先順位が示されています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた20種類のをいい、一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみとオフィスや飲食店等から発生する事業系ごみとし尿に分類されます。

また、これらの廃棄物のなかで、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に被害を生じおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物*」、「特別管理産業廃棄物*」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。(資料7-1-1 P資28)



* 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、処分するために処理したもの

(1) 一般廃棄物の現況

① 一般廃棄物の排出状況

大阪市では市内全域から排出される一般廃棄物について、一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出されるごみ（普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック・粗大ごみ）、事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）並びに環境美化清掃によって収集されたごみ（環境系ごみ）の収集運搬・中間処理・埋立処分を行っています。

一般廃棄物の総量の推移は図7-1-1のとおりです。昭和40年度以降、旺盛な経済活動と市

民の生活様式の多様化から、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルが定着したため、ごみの量は急増しましたが、平成3年度をピークに、様々なごみ減量施策を推進することなどにより減少傾向を示しています。

平成21年度の総量は121.8万トンであり、その処分状況は図7-1-2に示すとおりです。

図7-1-1 大阪市のごみ（一般廃棄物）総量の推移

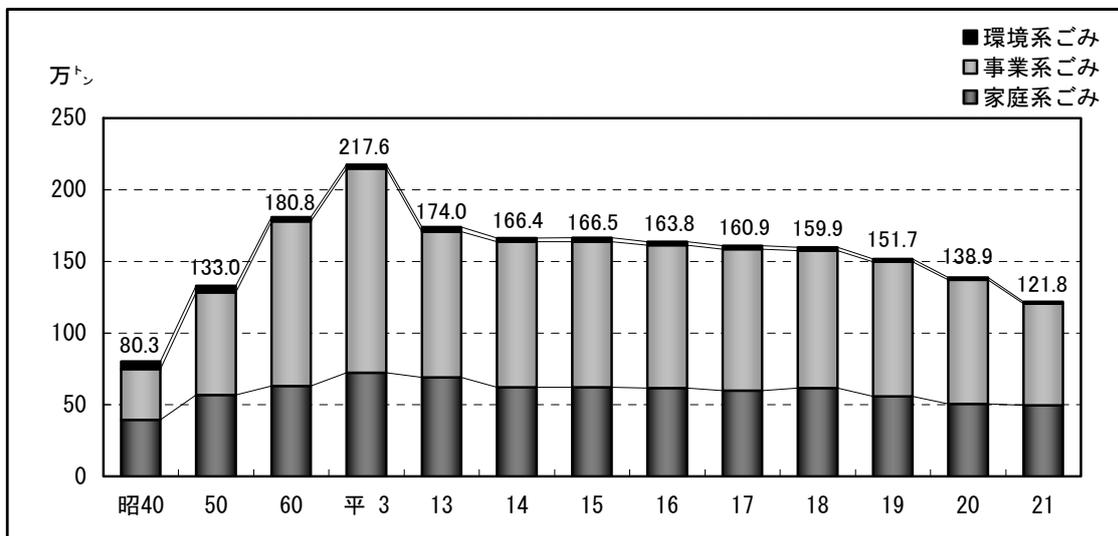
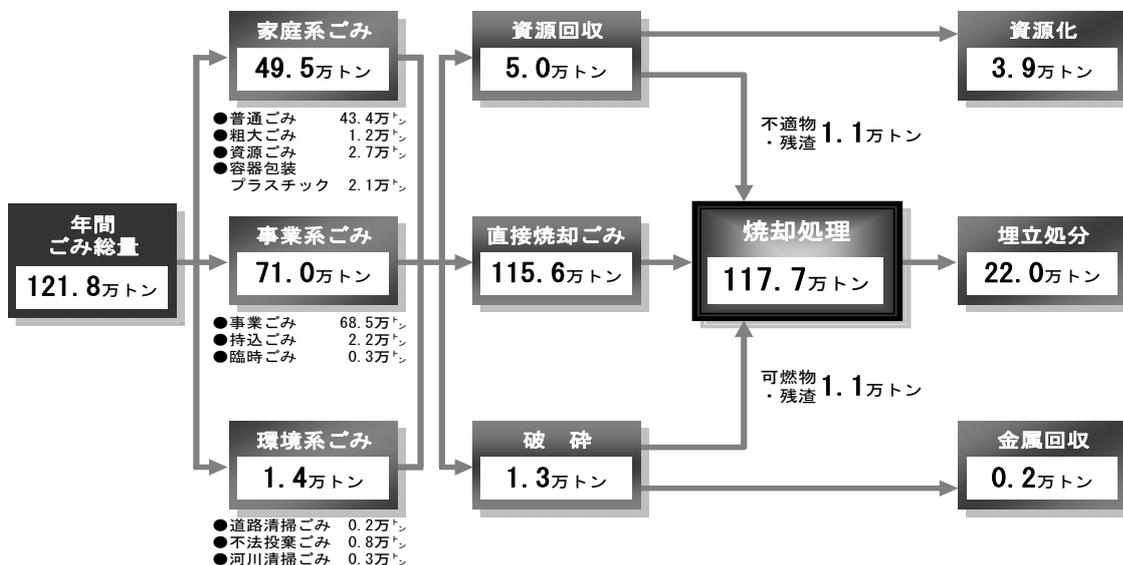


図7-1-2 処理処分の状況（平成21年度 121.8万トン）

※各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。



② ごみの質的变化

市民の生活様式の多様化等に伴い、排出されたごみの組成にも変化がみられます。ごみの組成は、焼却処理・埋立処分にも影響を与えるため、毎年その把握に努めています。

(資料7-1-2・3 P資28)

また、ごみの中には危険な廃棄物や適正に処理することが困難な廃棄物も含まれており、ごみ処理の障害となっています。このため、危険な廃棄物等については、排出禁止物として規定し、市民・事業者等に対し、ごみとして出さないよう周知・啓発するとともに、関係業界に対して自主的な回収体制を整備するよう求めています。

一方、廃棄物処理法により、事業者の責務として、廃棄物の処理困難性をあらかじめ自ら評価し

適正な処理が困難とならないような製品・容器等の開発を行うこと、適正な処理の方法についての情報を提供すること、市町村の施策に協力することが規定されています。また、一般廃棄物のうちで、市町村の設備及び技術に照らして、その適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものは、環境大臣が指定し、市町村は、この指定に係る製品の製造等を行う事業者に対し、その処理について必要な協力を求めることができることとなっています。

大阪市の廃棄物条例においても、適正処理困難物を独自に指定する旨の規定を設け、事業者等に協力を求めることができるようになっています。

◇環境大臣の指定を受けた「適正処理困難物」	◇本市が定める排出禁止物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る） ・ 廃テレビ受像機（25型以上） ・ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上） ・ 廃スプリングマットレス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害性のあるもの（硫酸等の劇薬、農薬等） ・ 危険性のあるもの（消火器、バッテリー等） ・ 引火性のあるもの（ガソリン、灯油等） ・ 重量物（オートバイ、ピアノ、金庫等） ・ その他（廃ゴムタイヤ） など

(2) 産業廃棄物の現況

廃棄物の中で産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」に定められた20種類のをさします。

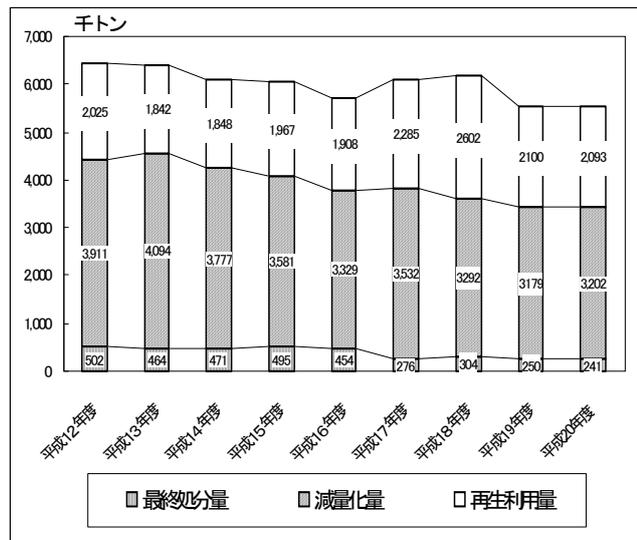
(資料7-1-1 P資28)

大阪市では、概ね5年ごとに産業廃棄物の実態調査を実施し、産業廃棄物の排出量等を推計しています。

産業廃棄物全体の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移は図7-1-3のグラフに示すとおりで、平成20年度調査結果では、平成19年度と比較して排出量等に大きな変化はありません。

平成20年度において大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は図7-1-4に示すとおり、全体で554万トン（公共都市施設を含む）

図7-1-3 産業廃棄物処理状況の比較



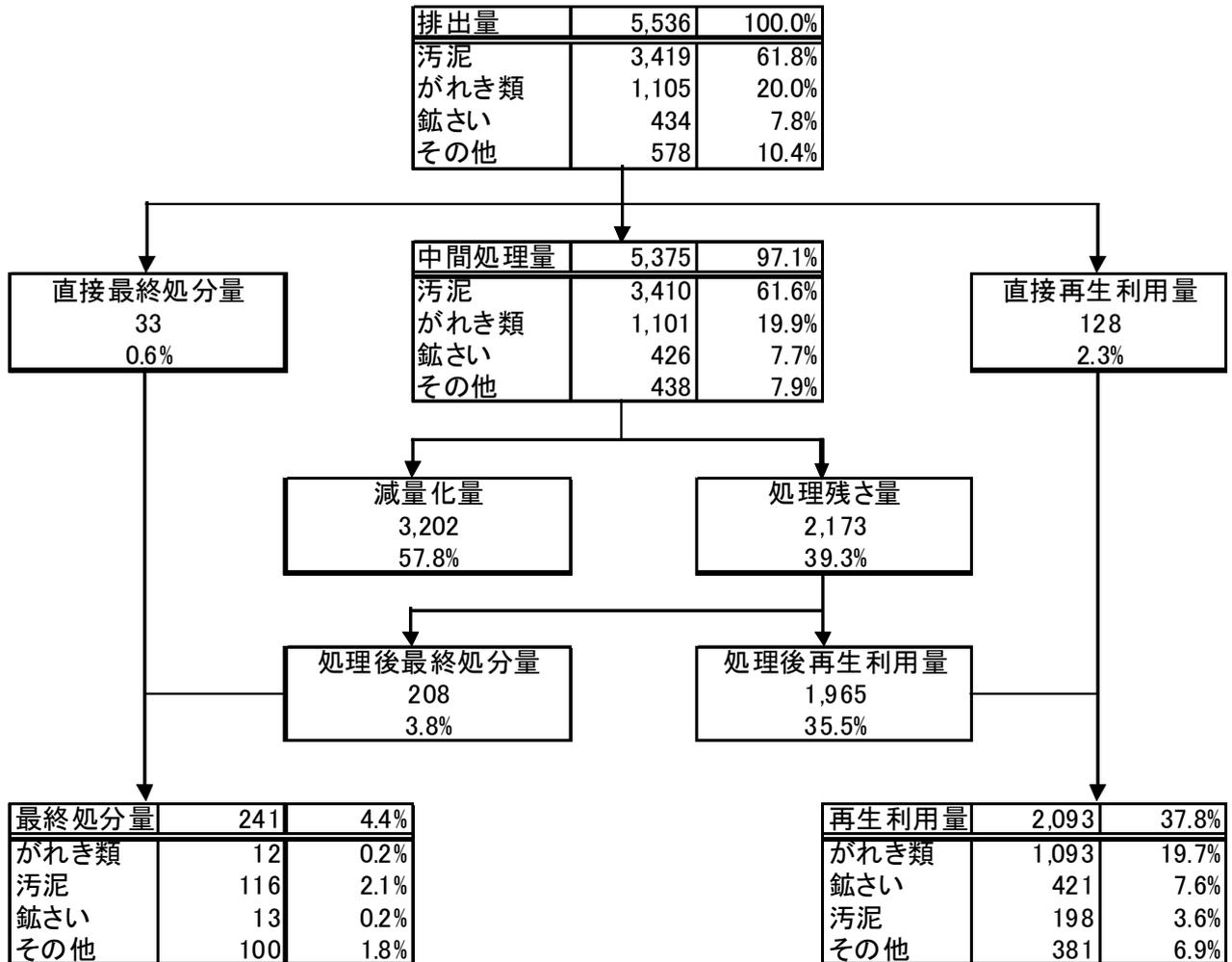
と推計されます。そのうち538万トン(97.1%)が中間処理され、217万トン(39.3%)の処理残さが生じます。再生利用量は、直接再生利用さ

れる 13 万トンと処理後再生利用される 196 万
 トンを合わせた 209 万トンで、最終処分量は直接

最終処分される3万トンと処理後最終処分される
 21 万トンを合わせた 24 万トンとなっています。

図 7-1-4 産業廃棄物の排出量及び処理状況（平成 20 年度）

（単位：千トン）



注) 1. 平成 17 年度実態調査結果から推計
 2. 公共都市施設分を含む

2 一般廃棄物の減量・リサイクルの推進

(1) 一般廃棄物対策の基本方針

① 基本的な考え方

ごみの発生を抑制し、再使用、リサイクルにより資源を循環させ、また、リサイクルやごみ処理の過程においても、十分環境に配慮するといった循環を基調にした「循環型都市」を市民、事業者と連携・協働して構築することを目標として廃棄物対策を進めていきます。

② 大阪市一般廃棄物処理基本計画

大阪市廃棄物減量等推進審議会答申の主旨を踏まえ、平成 22 年 3 月に「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、目標年次を平成 27 年度とする 6 カ年計画を策定しました。(付録 6 P 資 38)

本処理基本計画で、平成 27 年度の年間ごみ処理(焼却)量を 110 万トンまで減量することを目標としています。また、平成 27 年度の最終処分(焼却灰の埋立)量を平成 19 年度最終処分実績量から 10 万トン減量し 20 万トンとすることを目標としています。

③ 大阪市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量対策をはじめ広くごみ問題全般を審議するために平成 7 年 8 月に設置されました。これまでに次のような答申を行っています。

大阪市のごみ減量施策のあり方について	平成 9 年 6 月
大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について	平成 11 年 6 月
一般廃棄物収集運搬業者が搬入するごみの処理手数料のあり方について	平成 13 年 12 月
ごみ減量推進のための具体的取組について	平成 14 年 8 月
一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について	平成 17 年 8 月
大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について	平成 20 年 3 月
「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策について」「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について」	平成 21 年 6 月

(2) 減量・リサイクルの推進

循環型都市の構築に向け、大阪市は次の取組みを行っています。

『元氣な大阪』をめざす政策推進ビジョン

ごみ減量の推進 ~おおさか“もったいない”宣言~

◇ ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ
市民、事業者の皆さんにごみ減量・リサイクルへの意識を高め実践していただくため、平成 21 年度は新たに次のような様々な取組みを行いました。

- ・ ごみ減量市民フォーラムの開催
- ・ 事業者リサイクルコンテストの実施
- ・ 「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」の締結
- ・ なにわごみ減量川柳の募集
- ・ ごみ減量・リサイクル情報サイトの開設
- ・ 「ごみ減量強化月間」の設定
- ・ ごみとリサイクルの流れ見学会の実施

◇ 資源集団回収活動の活性化

一般住宅が多い地域では、古紙等の集積場所の確保が困難であることなどから、回収地域を定め、指定された日に各家庭が家の前に古紙等を出し、回収業者が直接回収する各戸回収方式での回収に取り組んでいただけるよう、大阪市全域で、この方式に対応できる再生資源業者を確保し、再生資源業者の情報を提供することで、資源集団回収活動が行われていなかった地域を中心に資源集団回収団体数及び回収量の増加を図ります。

◇ 紙パック・乾電池などの拠点回収場所の拡大・情報提供

平成 21 年度については、紙パック・乾電池・蛍光灯管の回収を促進するため、区役所などの拠点回収場所での受付回収(環境局施設 12 か所、区役所 24 か所)及び本市公共施設(300 か所)の回収ボックス設置に加え、スーパーマーケットなどの民間施設(79 か所)や区民センターなどの公共施設(29 か所)にも回収場所を拡大しまし

た。

また、こうした回収場所や、紙パック・トレー等の自主回収を行っている店舗などを紹介する「リサイクルマップ」をホームページに掲載するとともに、リサイクルの推進を図るため、引き続き回収場所を拡大するなど、リサイクルしやすい環境づくりを推進します。

- ・ 平成21年度回収量：紙パック362トン、乾電池44トン、蛍光灯管17トン

◇ 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

ごみ処理量の約6割を占める事業系廃棄物の減量を図るため、焼却工場への搬入物のチェックを強化するとともに、産業廃棄物等の搬入不適物が発見されれば収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進します。

① 排出指定制度

ごみの分別排出を促進し、資源化量の拡大及び収集作業中の安全確保などのため、家庭系ごみ及び事業系ごみについて、「中身の見えるごみ袋（透明または半透明）」での排出指定を平成20年1月から導入しました。

○ 対象となるごみ

- ・ 環境局が収集する、普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチックなど、すべてのごみ
- ・ 許可業者が収集する家庭系ごみ及び袋により排出される事業系ごみ

② 分別収集の促進

ア. 資源ごみ収集

資源ごみについては、平成4年10月から3区においてテスト事業を行い、平成6年10月から市内全域で実施しています。

収集対象品目は、当初の空き缶・空きびんに加え、平成6年10月からは金属製の一部食生活用

品、平成9年10月からはペットボトル、さらに、平成19年4月からは直径または最大の辺が30cm以下、棒状のものは1m以下の金属製の生活用品についても追加しました。

収集については、平成17年4月から週1回の頻度で行っています。

- ・ 平成21年度資源化量：アルミ缶542トン、スチール缶3,909トン、ガラスびん9,643トン、ペットボトル5,598トン、金属製の生活用品261トン

イ. 容器包装プラスチックの分別収集

容器包装プラスチックについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）*の完全実施（平成12年4月）により、ペットボトルを除くプラスチック製の容器包装廃棄物を対象に、平成13年10月から4区においてテスト事業を行い、平成15年10月から11区に拡大し、平成17年4月から市内全域で実施しています。

収集については、平成14年10月から週1回の頻度で行っています。

- ・ 平成21年度資源化量：17,873トン

ウ. マタニティウェア・ベビー服・子ども服の回収及び展示・提供

不用になったマタニティウェア・ベビー服・子ども服について、決まった曜日に回収窓口を設置して持ち込みを受付けています。また、電話申し込みにより職員がご家庭まで引き取りに伺います。

平成17年6月からは、回収したマタニティウェア等を環境局施設で展示し、市民の皆さんへ提供（無料）しています。

- ・ 平成21年度回収量：マタニティウェア等衣類25トン

- ・ 平成21年度マタニティウェア等展示提供数：72,035点

③ 家電製品のリサイクルについて

平成13年4月から施行された「家電リサイクル法*」により、エアコン・テレビ・冷蔵庫及び

冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機については、リサイクルが義務付けられています。市民の皆さんにリサイクル費用をご負担いただいた上で、製造業者や民間事業者によってリサイクルが行われております。また、回収については、販売店もしくは民間事業者により行われています。

④ 事業者へのごみ減量指導

ア. 特定建築物の減量指導

多量にごみを排出する建物（特定建築物）の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。また、当該建築物から排出される廃棄物の本市処理施設への搬入を拒否する場合があります。

- ・ 平成 22 年度対象建築物数：4,361 件

イ. 事業者のごみ減量に対する表彰制度

平成 11 年度から、特定建築物のうち顕著な功績を上げている建築物に対し「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈した上、一定期間連続して「優良標」を受けた建築物に対し、平成 15 年度から「局長表彰」を実施し、さらに平成 20 年度からは「局長表彰」後も継続して優秀な取組みを行っている建築物に対し、「市長表彰」を実施しています。

- ・ 平成 21 年度市長表彰建築物：48 件
- ・ 平成 21 年度環境局長表彰建築物：57 件
- ・ 平成 21 年度ごみ減量優良標贈呈建築物：463 件

ウ. 事業系ごみの相談窓口の開設

廃棄物処理法では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、大阪市では「排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適

正処理の推進」とともに、事業系ごみの適正区分・適正処理及び減量手法等に関する、事業者の方々の相談に対応するために、「事業系ごみ相談窓口」を開設しています。

また、一般廃棄物処理手数料に関するお問い合わせにも対応しています。

- ・ 事業系ごみ相談窓口

06-6630-3410

⑤ 大阪市処理施設における取組み

ア. 破碎施設における金属回収

平成 21 年度回収量：鉄 2,093 トン、アルミ 11 トン

イ. 焼却施設におけるサーマルリサイクル*

廃棄物焼却の際に発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、施設内で使用するほか、電力会社等へ供給しています。また、工場によっては、蒸気や高温水を近隣施設に供給しています。

平成 21 年度売電実績：約 2 億 2 千万 kWh

⑥ 粗大ごみ収集

収集対象とならない事業系のごみや危険なごみの排出を防止するとともに、粗大ごみの適正処理と減量化を図るため、電話による申し込み収集を市内全域で行っています。

また、「行政サービスの公平性の確保」「ごみ減量化の推進」といった観点から、平成 18 年 10 月より、有料での収集を実施しています。

⑦ 普及啓発事業

ア. ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』に基づき、さまざまな取組みを実施しています。

○ ごみ減量市民フォーラムの開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての議論を深めるために、市民・事業者・NPO の参加のもと、ごみ減量市民フォーラムを

開催しました。

- ・開催回数 4回
- ・参加者数 677名

○ 事業者リサイクルコンテストの実施

事業者による自主的なごみの減量・リサイクルの取組みを促進するため、本市の約20万事業所の大部分を占める中小事業所においても、積極的にごみ減量・リサイクルに取り組まれている事業所も多くあるものと想定されることから、事業者リサイクルコンテストを実施し優秀な取組みを顕彰しました。

- ・応募件数 12組
- ・表彰件数 5組

○ 「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」の締結

ごみ減量の上流対策であるレジ袋削減の必要性を広く啓発する観点から、事業者・市民団体・大阪市が連携・協働し、レジ袋削減に向けて各々の役割を担い取り組むために協定を締結しました。

- ・ 協定参加事業者：イズミヤ株式会社
生活協同組合おおさかパルコープ
株式会社グルメシティ近畿
株式会社ダイエー
株式会社阪食（阪急ファミリーストア）
- ・ 協定参加市民団体：なにわエコ会議

○ なにわごみ減量川柳の募集

「ごみ」をテーマにした川柳を「小中学校の部」と「一般の部」に分けて募集し、優秀作品を掲載した平成22年のカレンダーを作成しました。

- ・応募者数 800名
- ・表彰作品 24作品

○ ごみ減量・リサイクル情報サイトの開設

インターネットを効果的に活用し、市民・事業者への啓発を促進するため、平成21年10月にごみ減量特設ホームページを開設しました。

イラストなども多用した親しみやすいページを製作することにより、ホームページ閲覧者の関心をひきよせ、ごみ減量・リサイクルの取組みへの

理解を深めていただいています。

- ・アクセス数(10月～3月) 69,674件

○ 「ごみ減量強化月間」の設定

「いっしょにやりまひよ」を合言葉に市民・事業者・大阪市が連携しごみ減量を進めるため、平成21年度より新たに10月を「ごみ減量強化月間」とし、「もう一度みんなでみつめてみよう、ごみのこと・・・」をテーマに、市内各所でイベントを開催するなど、「ごみ減量」に関する情報発信を行いました。

○ ごみとリサイクルの流れ見学会の実施

市民に、ごみの分別の必要性や本市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、ごみの焼却工場やリサイクル施設などの見学会を開催しました。

- ・開催回数 13回
- ・参加者数 466名

イ. ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設における普及啓発事業

市民がごみの減量やリサイクルについての情報を得て、また楽しみながらごみの減量やリサイクルを実践できる場としてごみ減量・リサイクルの普及啓発施設を設置し、市民のごみ問題に対する意識を高め、ごみ減量に向けての行動を促進するための事業を行っています。

◎リサイクルプラザ赤川（平成8年度開設）

旭区赤川1-3-21

◎リサイクルプラザ塩草（平成10年度開設）

浪速区塩草2-1-1

【主な事業内容】

事業	赤川	塩草
家庭で不用になった家具、自転車を再生修理したものを有料で提供	○	○
楽しみながらリサイクルを体験することができるリサイクル教室の開催	○	○
各種のごみ減量、リサイクル情報の提供（図書、ビデオ、パネル掲出等）	○	○
紙パック等の受付業務	○	○
衣類展示コーナー	○	○
衣類と本のリサイクルコーナー	○	○

ウ. ごみ減量キャンペーン

- ・ **大都市減量化・資源化共同キャンペーン**
政令指定都市と東京 23 特別区が共同でポスターなどを作製し、毎年 10 月に一斉掲出します。
- ・ **区民まつりへの参加**
各区の区民まつりに啓発コーナーを設置し、ごみ減量等を啓発します。平成 10 年度からは紙パックと再生トイレットペーパーの交換を行っています。
- ・ **各種イベントにおけるごみ減量・リサイクルコーナーの運営**
地域における各種イベントに参加し、地域の特性に応じた各種の働きかけを行っています。
- ・ **ガレージセールの開催**
家庭で不用になった品物の有効活用を目的に、ガレージセールを開催します。
平成 21 年度：13 回開催、出店数 1,312、入場者数 26,361 人
- ・ **料理教室**
調理材料を無駄にせず使い切ることをテーマにした料理教室を開催しています。
平成 21 年度：15 回開催 延べ 368 名参加
- ・ **廃棄物問題講座の開催**
10 名以上の団体からの申し込みにより、ごみの減量などの廃棄物問題に関するテーマに応じた講師を派遣する出張講座を実施しています。
平成 21 年度：7 回開催 延べ 280 名参加

エ. 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域に密着して市民の自主的なごみ減量行動を促進するため、平成 15 年 10 月に「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」を創設しました。ごみゼロリーダーは、地域でのリーダーとして大阪市と連携・協働して、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動やガレージセールなど 3R*活動の促進、分別収集への排出協力等の啓発など、ごみ減量に向けた地域での取り組みの推進を図っています。

3 一般廃棄物の適正処理

(1) ごみ（一般廃棄物）処理状況の推移

戦後、経済の復興発展と人口の増加によりごみの排出量が年々増加したため、東奔西走の限りを尽くして埋立処分地の確保に努めましたが、終末処分の行き詰まりの解決は容易ではなく、抜本的な解決が必要となりました。加えてごみの衛生的処理への要望が高まったため、ごみの焼却処理の推進が求められる状況となり、大阪市では、昭和38年にわが国最初の連続燃焼式焼却炉の住吉（旧住之江）工場を建設したのをはじめとして、逐次焼却工場を建設してきました。現在では焼却の必要なごみの全量焼却体制を維持しています。今後とも円滑な処理体制を維持するためには、ごみの減量推進とともに、焼却・破碎等の中間処理施設の整備を引き続き図っていくことが必要です。

(2) ごみの中間処理

① 中間処理の現況

ごみの中間処理には、焼却・破碎・高速堆肥化等があり、また近年においてはRDF*化（ごみ固形燃料化）やガス化溶融等の方法もありますが、可能な限りごみの資源化を行ったのち、中間処理

しなければならない廃棄物については、衛生的処理、減量減容化の面で焼却処理が他の処理方法にして最も優れていると考えられます。

大阪市においては、限られた埋立処分地を有効に利用するため、重量にして約5分の1、体積にして約20分の1に減量・減容できる焼却工場の建設に早くから力を注いできた結果、昭和55年7月の大正工場の完成により、焼却が必要なごみの全量焼却体制が確立されました。

また、老朽化していく既設工場については、新技術の導入による環境負荷の低減やごみ焼却エネルギーの有効利用を図りつつ、順次施設の整備を進めており、平成22年3月には東淀工場の建替えが完了しました。引き続き焼却工場の建替計画を進めています。

一方、ごみの減量化と中間処理の過程におけるリサイクルを推進するため、昭和63年4月に大正工場に破碎施設を設置し、さらに、平成13年4月に舞洲工場に破碎設備を併設し、金属回収を実施しています。大阪市の中間処理施設は、表7-3-1に示すとおりです。

表7-3-1 中間処理施設概要

■ごみ焼却場

工場名	竣工	炉式	規模（日量）	余熱利用
森之宮工場	昭和44年2月	タクマ式	300t×3基	蒸気供給
港工場	昭和52年5月	デロール式	300t×2基	発電（2,750kW）
大正工場	昭和55年7月	デロール式	300t×2基	発電（3,000kW）
住之江工場	昭和63年7月	タクマ式	300t×2基	発電（11,000kW）
鶴見工場	平成2年3月	デロール式	300t×2基	発電（12,000kW）
西淀工場	平成7年3月	タクマ式	300t×2基	発電（14,500kW）蒸気供給
八尾工場	平成7年3月	マルチン式	300t×2基	発電（14,500kW）蒸気供給
舞洲工場	平成13年4月	デロール式	450t×2基	発電（32,000kW）蒸気供給
平野工場	平成15年3月	NKK式	450t×2基	発電（27,400kW）
東淀工場	平成22年3月	デロール式	200t×2基	発電（10,000kW）

*港工場は、平成22年3月操業停止

■破砕施設

名 称	竣 工	規 模	
大正工場 破砕施設	昭和 63 年 3 月	回転式 せん断式	140 t / 5h 50 t / 5h
舞洲工場 破砕設備	平成 13 年 4 月	回転式 低速回転せん断式	120 t / 5h 50 t / 5h

舞洲工場



② ごみ焼却工場における公害防止対策

焼却工場では、焼却処理における二次公害を防ぐため次の措置をとるとともに、工場の処理機能が十分に発揮できるように、常に整備に留意し公害防止に万全を期しています。

ア. ばいじん及びダイオキシン類等排ガス対策

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等により排ガスは厳しく規制されており、ごみの焼却にあたっての対策には万全を期しています。

ダイオキシン類*については、850℃～950℃の高温でごみを焼却することで発生を抑えるとともに、平成 14 年 12 月からより厳しいダイオキシン類の排出基準値が適用されたことから、排ガス中への活性炭の吹き込みや、ろ過式集じん器の設置などの対策を実施し、基準に適合しています。

焼却時の排ガス中に含まれるばいじんは、電気集じん器又はろ過式集じん器で除去し、さらに塩化水素、硫酸化合物を除去するため、排ガス洗浄装置を設置しています。また窒素酸化物*については、自動燃焼制御装置で常に適切な燃焼制御を行うとともに、脱硝装置により低減を図っています。

イ. 臭気対策

ごみピット内の空気を押込送風機で燃焼用として焼却炉に吹き込むため、ピット内の気圧が外部の気圧より低く保たれ、ごみ投入扉を開放してもごみの臭気が外に漏れないようになっています。また、ごみを高温で焼却しているため、排ガス中の臭気成分は完全に分解されています。

ウ. 排水対策

工場から排出される汚水は、プラント排水*と洗煙排水*とにわかれ、プラント排水はアルカリ凝集沈殿方式+ろ過、洗煙排水はアルカリ凝集沈殿+ろ過及びキレート樹脂法*で処理した後、下水道または河川に放流しています。

エ. その他の対策

工場から発生する騒音については、発生源である機械類等を専用室内に設置して防音に努めるとともに、防音壁や吸音材等を用いてこれに対処しています。

(3) 最終処分

① 最終処分場の整備

ごみの最終処分は、本来、土壌の分解・浄化作用による自然還元行為であり、処分地に恵まれている諸外国においては、焼却処理よりむしろ直接埋立処分が主流を占めています。大阪市も戦後しばらくの間は市内外の低湿地や池に小規模な埋立処分地を設けていましたが、市域全体にわたる市街化、近郊市町村の宅地化により、内陸部に埋立処分地を設けることが困難な状態となったため、昭和 47 年度から大阪湾に大規模な北港処分地（舞洲）を造成し、さらに、昭和 52 年度から舞洲に引き続く最終処分地として北港処分地（夢洲）の造成を進め、最終処分場の確保に努めてきました。

現在、北港処分地（夢洲）は大阪市にとって唯一、独自の最終処分場であり、廃棄物行政を円滑に推進するためには、今後さらに廃棄物の減量・

減容化を図り、貴重な最終処分空間の有効な活用に努めなければなりません。

一方、北港処分地以降の最終処分場の確保を図ることや、廃棄物の広域的処理の観点から、大阪市も「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画*」(174 地方公共団体、4 港湾管理者が出資 平成 22 年 4 月現在)に参画し、今後とも長期的展望に立った最終処分場の確保を図る必要があります。

北港処分地（夢洲）



表 7-3-2 北港処分地（夢洲）の概要

所在地	此花区夢洲東 1 丁目地先
埋立面積	731,000m ²
埋立容積	11,690,000m ³
受入物の種類	焼却残さい・下水汚泥等

② 北港処分地の公害防止対策

ア. 汚水対策

廃棄物の埋立に伴って生じる汚水については、1 次処理としてフローティングエアレーターによる曝気処理を行い、さらに 2 次処理として凝集沈殿装置にて処理しています。

イ. 発生ガス対策

埋立により発生するガスは、ガス抜き装置により処理しています。

ウ. 害虫対策

ハエ等の害虫は適切に覆土することにより、発生を防止しています。

エ. 飛散防止対策

埋立処分地では、クレーンでの揚陸時に焼却残さい等が落下しないよう落下防止シートによる対策を講じています。また、適切な覆土により火災、悪臭及び焼却残さい等の飛散の防止をしています。

4 産業廃棄物対策

産業廃棄物については、昭和45年に制定された「廃棄物処理法」によって、排出事業者の責任において処理することを基本とし、その適正な処理を確保するための規制措置が定められました。

大阪市では産業廃棄物の適正処理の徹底を図り、減量化を推進するため、廃棄物処理法に基づき、事業所等への定期的な立入りをを行い、排出事業者や処理業者に対する指導監督を行っています。

平成14年度には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、平成16年度には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行され、再生利用の促進を目的とした新たな法律の整備も進められてきており、これらの法律に基づいた指導も行っています。

また、平成16年5月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を一部改正し、自社保管の届出制など不適正処理対策を強化しました。

一方、市域が狭小で中小企業が多い大阪市では、個々の排出事業者に対してその処理責任を追求するのみでは生活環境や産業活動に支障を生じかねないため、公共関与による最終処分場の確保を含めた産業廃棄物の長期的、総合的な処理対策を行っています。

（1）産業廃棄物処理計画の策定

都道府県には、概ね5年ごとに処理計画を策定することが「廃棄物処理法」で規定されています。

大阪市においては、法的な策定義務はありませんが、高度に市街化された狭小な市域の中、各種産業が集中し活発な産業活動・都市活動が行われている特性を考慮し、「減量化の推進」「適正処理の確保」「市民・事業者・行政の連携・協働」を基本方針とする大阪市産業廃棄物処理計画を策定しています。

（2）規制・指導業務

産業廃棄物の排出、収集運搬、処分に関わる全ての事業者に対して、廃棄物処理法及び本市条例に基づき規制、指導を行っています。

① 産業廃棄物排出事業者

各種団体への説明会の開催等による適正処理等の啓発に努めるとともに、主に次の規制内容をもとに、立入検査や処理実績報告書の提出を求めるなど規制指導を行っています。

【規制内容】

- (ア) 産業廃棄物管理責任者を置くように努めること
- (イ) 保管、収集・運搬、処分の基準を遵守すること
- (ウ) 処理の委託の基準を遵守すること
 - ・ 許可を受けている業者であって、委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものに委託し、書面で契約を行うこと
 - ・ 委託時に管理票を交付すること（マニフェストシステム*）
- (エ) 産業廃棄物を生じる事業所以外の場所で保管する場合は事前に届出を行うこと
- (オ) 特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、(イ)、(ウ)に加え、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を行うこと
- (カ) 処理の状況について、帳簿に記載し保存すること
- (キ) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は減量その他の処理に関する計画書の作成等を行うこと
- (ク) 産業廃棄物処理施設設置の許可を得ること

なお、廃棄物処理法施行令第7条で規定する産業廃棄物処理施設は、平成22年3月末現在で、114施設となっており、種類別設置状況は表7-4-1のとおりです。表7-4-2は平成21年度中の産業廃棄物処理施設に係る許可等の状

況を、表7-4-3は平成21年度の規制指導の状況を示しています。

表7-4-1 産業廃棄物処理施設設置状況（平成22年3月末現在）

処理施設の種類（処理能力等）	施設数
1. 汚泥の脱水施設（10m ³ /日超）	16
2. 汚泥の乾燥施設（10m ³ /日超）	1
3. 汚泥の焼却施設（5m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上）	5
4. 廃油の油水分離施設（10m ³ /日超）	2
5. 廃油の焼却施設（1m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上）	6
6. 廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m ³ /日超）	1
7. 廃プラスチック類の破碎施設（5t/日超）	7
8. 廃プラスチック類の焼却施設（100kg/日超又は火格子面積2m ² 以上）	8
9. 木くず又はがれき類の破碎施設（5t/日超）	47
10. 汚泥のコンクリート固型化施設	0
11. 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0
12. シアン化合物の分解施設	0
13. 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0
14. 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物焼却施設	0
15. 廃PCB等又はPCB処理物分解施設	2
16. PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設	2
17. 産業廃棄物の焼却施設（200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上）	14
18. 管理型最終処分場	3(2)
合 計	114(2)

(注) 1. 産業廃棄物処理業者が設置した処理施設を含む。
2. () は、法改正以前から設置されている施設で許可対象外。

表7-4-2 産業廃棄物処理施設関係許可等の状況（平成21年度）

設置許可	変更許可	使用前検査	軽微変更等届出 ※
0	0	0	41

※施設の廃止届等2件を含む

表7-4-3 産業廃棄物排出事業者規制指導状況（平成21年度）

対象事業場等	対象数	立入件数	報告書提出数	分析件数
特別管理産業廃棄物排出事業場	7,835	28	11,103	
上記以外の事業場	—	43		
産業廃棄物処理施設設置者	18	4	18	
多量排出事業者	204	21	204	
建設業者	483	17	159	
合 計	8,540	113	11,484	46

② ポリ塩化ビフェニル（PCB）*廃棄物の適正処理

PCBはカネミ油症事件を発端に、その毒性が問題となって昭和47年に製造中止となりましたが、不要となったPCB廃棄物の処理については進んでいませんでした。しかし、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定や日本環境安全事業（株）（旧：環境事業団）による拠点的広域処理施設が整備されたことより、市内のPCB廃棄物は平成18年10月から処理が行われています。

大阪市では、市内のPCB廃棄物を処理している日本環境安全事業（株）大阪事業所の操業に対して、平成15年9月に「大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視委員会」を設置し、また、平成17年3月には「大阪市 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、市民・事業者・行政の信頼関係に立脚した適正処理の確保に努めています。

③ 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者とは、排出事業者の委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行う者をいい、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）の許可を得なければなりません。

産業廃棄物処理業者の業務の種別は表7-4-4に示すとおりです。

平成22年3月末現在で産業廃棄物処理業者は4,996業者、特別管理産業廃棄物処理業者は523業者です。そのほか、産業廃棄物再生利用業者（再生利用されることが確実であると市長が認めた産業廃棄物のみ）の収集、運搬又は処分を行うため市長の指定を受けた者は、平成22年3月末現在で10業者です。

平成21年度の規制指導の状況は表7-4-5のとおりです。

表7-4-4 産業廃棄物処理業の業務の種類

産業廃棄物 処 理 業	産 業 廃 棄 物 収 集 ・ 運 搬 業	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
	産 業 廃 棄 物 処 分 業	中間処理
		埋立処分
海洋投入処分（原則禁止）		
特別管理産業 廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物 収 集 ・ 運 搬 業	積替え・保管を含まない
		積替え・保管を含む
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業	中間処理
		埋立処分

表7-4-5 産業廃棄物処理業者規制指導状況（平成21年度）

業務の種別	対象者数	立入件数	報告書提出数	分析件数
収 集 運 搬 業	4,943	38	538	0
中 間 処 理 業	97	237	91	67
埋 立 処 分 業	0	0	0	0

④ 自動車リサイクル法に基づく規制指導

平成16年7月から、自動車リサイクル法に基づく解体業及び破碎業の許可事務を実施しています。

- 平成21年度末の許可件数
解体業 52 破碎業 10

(3) 公共関与

市域が狭小で中小企業が多い本市では、産業廃棄物の処理が生活環境や産業活動に重大な支障をきたさないように、最終処分場の確保を始めとして長期的、総合的な処理対策に一定の公共関与を行っています。

① 大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域

処理場を建設、運営する事業主体の組織法人として「広域臨海環境整備センター法」に基づき「大阪湾広域臨海環境整備センター」が昭和57年3月に設立されました。大阪市は、関係地方公共団体及び関係港湾管理者として出資を行っています。同センターでは、Ⅰ期計画として平成2年1月から尼崎沖処分場、平成4年1月から泉大津沖処分場で受け入れを行っています。また、Ⅱ期計画として平成13年12月より神戸沖処分場で廃棄物の受け入れを開始しました。さらに、平成13年7月に、大阪沖処分場の埋立免許が認可され、平成21年10月より廃棄物の受け入れを開始しています。

表7-4-6 広域処理場の位置及び規模

埋立場所等	位置	規模	
		面積 (ha)	埋立容積 (万m ³)
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203	3,100
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400

② 告示産業廃棄物の受け入れ（産業廃棄物取扱要項）

中小企業が多く、しかも市街化が進んだ大阪市では事業者が個々に処理施設を建設することが容易でないため、環境保全・零細企業対策の見地

から、本市内の零細な排出事業者に限って一般廃棄物と併せて処理することができる固形廃棄物の処分のみを有料で行っています。

表7-4-7 告示産業廃棄物の受け入れの条件

受け入れの条件	1 大阪市内で住民登録又は法人登記しており、かつ、常時事業に従事する人数が5人以下の零細事業者であること
	2 告示産業廃棄物の受入量 (1) 建設工事から発生する告示産業廃棄物は、1事業者につき、1ヶ月概ね20トンとする。 (2) その他の告示産業廃棄物は、1事業者につき、1ヶ月概ね3トンとする。
	3 産業廃棄物の種類 ①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず（ただし、①、②、③、④、⑤又は⑦及び金属くずの混合物又は複合体に限る。 ⑦ガラスくず・陶磁器くず（ただし①、②、③、④、⑤又は⑥及びガラスくず又は陶磁器くずの混合くず又は複合体に限る。）

③ 調査・研究

産業廃棄物処理対策を推進するため、関連技術などの情報収集や調査研究を実施しています。